

〔生活経済部 総合窓口課 所管〕

02030101 住基・戸籍事務

予算書P. 67

(単位：千円)

|       | 新年度    | 前年度    | 差       | 主な名称              |
|-------|--------|--------|---------|-------------------|
| 事業費   | 62,105 | 37,040 | 25,065  |                   |
| 国庫支出金 | 12,934 | 2,457  | 10,477  | 個人番号カード等関連委任事務補助金 |
| 県支出金  | 59     | 61     | △ 2     | 人口動態調査            |
| 地方債   | 0      | 0      | 0       |                   |
| その他   | 18,111 | 19,754 | △ 1,643 | 住民基本台帳関係手数料       |
| 一般財源  | 31,001 | 14,768 | 16,233  |                   |

【背景(なぜ始めたのか)】

戸籍法・住民基本台帳法等に基づき事務を行っている。  
 印鑑条例等に基づき印鑑登録証明事務等を行っている。  
 公民館等の出先機関において、市民の利便性向上のため、諸証明書の発行を行うとともに、平成15年10月からは日曜開庁により窓口を拡大し、平成28年1月からはコンビニ交付を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

法に定められた事務を正確・迅速・丁寧に遂行し、十分なサービスを提供することにより、市民に満足していただく。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

窓口事務に当たる非常勤職員等の体制を維持するとともに、サービスを提供するために必要なシステムや機器を整備し、コンビニ交付のため負担金や手数料等を保持し、各種手続きの受付や証明書の交付等を行う。



コンビニ交付ポスターデザイン



証明書が取得できるコンビニ設置のマルチコピー機

02030108 旅券申請等事務

予算書P. 68

(単位：千円)

|       | 新年度   | 前年度   | 差     | 主な名称       |
|-------|-------|-------|-------|------------|
| 事業費   | 5,155 | 4,002 | 1,153 |            |
| 国庫支出金 | 0     | 0     | 0     |            |
| 県支出金  | 0     | 0     | 0     |            |
| 地方債   | 0     | 0     | 0     |            |
| その他   | 937   | 889   | 48    | 収入印紙売捌き手数料 |
| 一般財源  | 4,218 | 3,113 | 1,105 |            |

【背景(なぜ始めたのか)】

茨城県からの事務権限移譲により、平成21年度から旅券の申請・交付事務を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

住所地を管轄する市の窓口で旅券の申請受付・交付をすることにより、市民の利便性の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

非常勤職員等の体制を維持するとともに、窓口端末機器等の整備を行い、旅券交付事務を円滑に遂行する。



10年有効一般旅券



5年有効一般旅券

02030110 個人番号カード事務

予算書P. 69

(単位: 千円)

|       | 新年度    | 前年度    | 差      | 主な名称              |
|-------|--------|--------|--------|-------------------|
| 事業費   | 42,426 | 14,992 | 27,434 |                   |
| 国庫支出金 | 41,513 | 14,546 | 26,967 | 個人番号カード等関連委任事務補助金 |
| 県支出金  | 0      | 0      | 0      |                   |
| 地方債   | 0      | 0      | 0      |                   |
| その他   | 130    | 200    | △ 70   | 個人番号カード関係手数料      |
| 一般財源  | 783    | 246    | 537    |                   |

【背景(なぜ始めたのか)】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)の施行により、平成27年度から開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民にマイナンバー制度の利便性・安全性について理解を深めてもらい、個人番号カードの普及促進を図るとともに、正確で丁寧なカード交付を実施し、市民に利便性の高いサービスを提供する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

個人番号カード作成やコンビニ交付システムの運営機関である地方公共団体情報システム機構への運営交付金等を保持し、個人番号カード交付に係るシステムや機器を整備し、個人番号カード関連事務を円滑に遂行する。

また、個人番号カードの普及促進のため、無料写真撮影及び申請補助等を実施し、カード交付率の向上に努める。



【おもて面】



【うら面】

個人番号カード